

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	健康増進事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊佐市は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

伊佐市長

公表日

令和7年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、成人健(検)診情報(①歯周疾患検診、②骨粗鬆症検診、③肝炎ウイルス検診、④胃がん検診、⑤肺がん検診、⑥大腸がん検診、⑦子宮頸がん検診、⑧乳がん検診)の管理、案内・結果通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。 特定個人情報ファイルは、各種健(検)等の対象者を抽出し、該当する個人の個人番号を利用して、受付事務を行い、結果を管理する。 また、健康増進法に基づく健康増進事業として実施される健康診査等を受けようとする住民が事業の対象者であるか否かの確認する。
③システムの名称	・地域健康支援システム(健康かるて) ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・住民健診システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表111の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	＜情報照会の根拠＞ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139項 ＜情報提供の根拠＞ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康かるでシステム等へのアクセスが可能な職員は年度ごとに名簿を作成するとともに、静脈認証、ID及びパスワードによる認証を行うこととなっており、アクセス権限が適切に管理されている。また、個人情報データの持出しについても管理簿を作成することでアクセスログを記録し、不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-1-③システムの名称	・健康管理システム	・地域健康支援システム(健康かるて) ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	事後	名称の修正及び追記
平成29年4月1日	I-5-①部署	健康長寿課	市民課	事後	
平成29年4月1日	I-5-②所属長	健康長課長 吉加江 光洋	市民課長 田之上 和美	事後	
平成29年4月1日	I-7請求先	健康長寿課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311	市民課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311	事後	
平成29年4月1日	I-8連絡先	健康長寿課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311	市民課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311	事後	
平成29年4月1日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長の 役職	市民課長 田之上 和美	課長	事後	記載事項修正
令和1年6月26日	IVリスク対策	なし	IVリスク対策項目の追加	事後	主務省令等の改正
令和2年5月29日	全体				評価の再実施
令和4年1月17日	I-1-②事務の概要	健康増進法に基づき、成人健(検)情報の管理、案内・結果通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。	健康増進法に基づき、成人健(検)情報(①歯周病疾患、②骨粗鬆症検診、③肝炎ウイルス検診、④胃がん検診、⑤肺がん検診、⑥大腸がん検診、⑦子宮頸がん検診、⑧乳がん検診)の管理、案内・結果通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。	事後	記載事項修正
令和4年1月17日	I-4-①事務の概要	実施しない	実施する	事前	
令和4年1月17日	I-4-②法令上の根拠		<情報照会> 番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項 <情報提供> 番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項	事前	
令和4年1月17日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	令和2年5月29日時点	令和4年1月17日時点	事前	
令和4年1月17日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年5月29日時点	令和4年1月17日時点	事前	
令和4年6月8日	I-5-① 部署	市民課	保健課	事後	
令和4年6月8日	I-7 請求先	市民課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311	保健課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311	事後	
令和4年6月8日	I-8 連絡先	市民課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311	保健課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311	事後	
令和7年8月29日	I-3 法令上の根拠	・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)第9条第1項及び別表第一の76の項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」第54条	番号法別表111の項	事後	
令和7年8月29日	I-4-②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項 <情報提供の根拠> 番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139項 <情報提供の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139項	事後	
令和7年8月29日	II-1いつ時点の計数か	令和4年1月17日 時点	令和7年5月31日 時点	事後	
令和7年8月29日	II-2いつ時点の計数か	令和4年1月17日 時点	令和7年5月31日 時点	事後	
令和7年8月29日	IV リスク対策		2項目の追加 8.人手を介在させる作業 11.最も優先度が高いと考えられる対策	事後	